



いつもお世話になります。4月4日は「あんぱんの日」。あんぱん発祥の店として知られる銀座木村屋が天皇陛下にあんぱんを献上したことに由来する記念日です。そのあんぱんとは、八重桜の塩漬けを入れた『桜あんぱん』。明治8年のことでした。それから130年以上経った現在でも桜あんぱんは140円で売られています。

森のくま田さん

画：M. ムツミ



知っとこ!「税務のマメ知識」

現在、大津通りで拡幅工事が行われておりバイパスから駅に向かう道路が便利になってきています。島田市内では、他にも都市計画が予定されている地域もあるため地価事情も異なってくるのが予想されます。道路が便利になれば土地の評価額は高くなります。相続税では、路線価や固定資産評価額が上昇することにより納税額が多くなってしまいます。この評価額は、国税庁や市役所が決めるため納税者は、どうすることもできません。しかし、農地の評価については、検討できることがあります。農地は、農地法や用途地域によって①純農地②中間農地③市街地周辺農地④市街地農地に区分して評価します。ここで、①純農地と②中間農地は、固定資産税評価額をもとに評価するため原則的として評価は確定してしまいます。しかし、③市街地周辺農地や④市街地農地は、**宅地比準方式**により評価をします。**宅地比準方式**は、その土地が宅地であるとした場合の価額から、土地を宅地に転用する場合の造成費相当額を控除して評価します。宅地であるとした場合の価額は、近隣の土地を参考に決まっていますが、造成費は、その土地の利用状況によって異なります。例えば、農地に土止めがない場合には土止費として造成費を控除できます。そのため、土止めを整備した場合としない場合では、納税額が異なります。農地をお持ちの方は、現在の農地の評価額を知っておくことだけでなく、土地を整備した場合の評価額ということにも注意しなければなりません。農地の区分や評価が気になった方は、是非ご相談ください。

先日、行政書士会において「相続税増税にむけて!」という内容の講師をさせて頂きました。相続税の改正は、税理士だけでなく行政書士の間でも大きく取り上げられています。また、不動産業者等も土地の活用に相続税対策を謳っているようです。相続税の改正は、多くの人に関わる問題です。多くの人に多くの情報を知ってもらいたいと思います。

相続

年金

確定申告



小倉税務会計事務所

TEL.0547-34-0062

税理士 小倉 一洋
島田市若松町2497-3

静岡中部相続対策ネットワーク

そーぞくネットしずおか

詳しくは

そーぞくネット

検索